

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		少年自然の家の利用許可
根拠条例・規則等名		さいたま市立館岩少年自然の家条例
条 項		第7条
所 管 部 課		教育委員会事務局 学校教育部 館岩少年自然の家(電話:0241-78-2311)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	次のいずれかに該当するもの (1) 教育課程に基づく学習活動を実施するさいたま市立小・中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部の児童及び生徒並びにその引率者 (2) 市内に居住する小・中学校の児童又は生徒を主たる構成員とする少年団体及びその引率者 (3) 市内の少年の健全育成に携わる指導者 (4) 前3号に掲げる者のほか、市教育委員会が適当と認めた者
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	14日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		